

契約方式の種類

資料3

【契約の締結】地方自治法第234条・・・売買、貸借、請負その他の契約は、**一般競争入札、指名競争入札、随意契約**又は**せり売り**の方法により締結するものとする。

地方自治法第234条に規定されている契約方式		府中市における契約方式		
契約方式の種類	説 明	種類	説 明	対 象 工 事 等
一般競争入札	<p>契約に関して必要とする条件を一般に公告し、不特定多数の者に入札による申し込みをさせる方法により競争を行い、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者と契約する方式</p> <p>※一般競争入札参加者の資格・・・施行令第167条の4に規定</p>	条件付一般競争入札	<p>当該入札に参加できる資格・要件等を指名業者審査委員会が定め、工事等の概要を公告し、資格を有して参加を申し出たすべての者に詳細設計等を提供、最も低い価格で入札した者を落札者とする方式</p> <p>※例外：低入札価格調査制度・・・施行令第167条の10第1項</p>	7億円以上の工事
指名競争入札	<p>資力・信用その他について適当と認める特定多数の競争参加者を選んで指名し、入札により競争を行い、地方公共団体にとって最も有利な条件を提供した者と契約する方式</p> <p>※指名競争入札参加者の資格・・・施行令第167条の4の規定を準用するとともに、第167条の5の規定も適用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【低入札価格制度の対象】</p> <p>・予定価格1億5,000万円以上の工事等請負契約</p> <p>【根拠】府中市公共工事低入札価格調査制度取扱要綱</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【最低制限価格制度の対象】</p> <p>・工事又は製造その他についての請負の契約</p> <p>・一般及び指名競争入札</p> <p>(施行令第167条の10第2項 施行令第167条の13により、指名競争入札に準用)</p> <p>※準委任契約は対象外</p> <p>健康診断、労働者派遣、自家用電気工作物保守点検 等の特定の業務を遂行することを定めた契約</p> </div>	公募型指名競争入札	<p>工事規模により必要な資格・要件等を指名業者審査委員会が定め、工事等の概要を公告し、資格を有して入札参加を希望した者を指名委員会が審査・指名を行い、最も低い価格で入札した者を落札者とする方式</p> <p>※例外：低入札価格調査制度・・・施行令第167条の10第1項 最低制限価格制度・・・施行令第167条の10第2項</p>	5千万円以上7億円未満
		工事希望型指名競争入札	<p>工事規模により必要な資格・要件等を行政管理部長が定め、工事等の概要を公告し、資格を有して入札参加を希望した者を指名委員会が審査・指名を行い、最も低い価格で入札した者を落札者とする方式</p> <p>※例外：最低制限価格制度・・・施行令第167条の10第2項</p>	500万円以上5千万円未満
		指名競争入札	<p>工事規模により市に登録している業者の中から適当と認める者を契約課長が選定し、最も低い価格で入札した者を落札者とする方式</p> <p>※例外：最低制限価格制度・・・施行令第167条の10第2項</p>	130万円以上500万円未満
随意契約	<p>競争入札によることなく、任意に特定の者を選んで契約する方式</p> <p>※随意契約によることのできる場合</p> <p>・・・施行令第167条の2に制限列挙</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格が別表第5に定める契約の種類、金額の範囲内で地方公共団体の規則で定める額を超えないとき 2 その性質又は目的が競争入札に適さないとき 3 障害者自立支援法に定める施設で製作された物品、高齢者の雇用の安定等に関する法律に定めるシルバー人材センター等による役務の提供、母子及び寡婦福祉法に定める寡婦による役務の提供 4 地方公共団体の長の認定を受けた新商品として生産する物品 5 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき 6 競争入札に付すことが不利と認められるとき 7 時価に比し、著しく有利な価格で契約できる見込みが有るとき 8 入札者又は再度入札でも落札者がいないとき <p>※契約保証金、履行期限を除く条件(予定価格等)は変更できない</p> <p>9 落札者が契約を締結しないとき</p>	見積り合わせ	<p>複数の業者から見積書を提出させ、最も有利な条件を申し出た者を採用する方式</p>	<p>随意契約の範囲 (契約事務規則第40条)</p> <p>工事又は製造の請負 130万円未満</p> <p>財産の買入れ 80万円未満</p> <p>物件の借り入れ 40万円未満</p> <p>財産の売払い 30万円未満</p> <p>物件の貸付け 30万円未満</p> <p>全各号に掲げる以外のもの 50万円未満</p> <p>(委託契約が該当)</p>
		特命随意契約	<p>1 契約の性質・目的が競争に適さないため、特定の者を契約の相手方とするとき</p> <p>※例示：美術品の購入、特許権対象物品、特殊技術を必要とする物等で、契約の相手方が特定されるとき、又は郵便切手・収入印紙等の価格が一定のものを購入するとき</p> <p>2 天変地異その他緊急を要する案件で、放置しておくことと市民生活の安全・利便に重大な支障をきたすとき</p> <p>※例示：道路の陥没、台風による倒木、施設外壁の崩落等により市民の生命・財産等が脅かされる恐れがあるとき</p>	
せり売り	<p>契約価格について多数の者を口頭(挙動)で競争させ、最も有利な価格を申し出たものと契約を締結する方式</p>		本市では実施例なし	